

富沢駅前歩行者用立体横断施設における広告活用事業 仕様書

1. 仕様

広告掲載のみでなく、1つ以上案内サインを設置することを条件とします。

(1) 案内サイン部分

| 項目 | 仕様 |
|----|---|
| 機能 | 「歩行者系案内誘導サイン基本方針」に基づき、主要施設の方向と距離を表示すること。 |
| 個数 | 案内サインを1つ以上設置すること。 (※複数設置する場合、それぞれが異なるデザインとなっても良いものとします。) |
| 配置 | 見やすい位置に配置すること。 |

(2) 広告掲載部分

| 項目 | 仕様 |
|--------------|--|
| サイズと個数 | ・案内サイン部分と合わせた全体のサイズが(3)に規定するサイズ以下となるよう枠数を設定すること。 |
| 表示方法 | 企画者の提案による。(ただし、音声は使用しないこと。) |
| 広告掲載における注意事項 | 「仙台市広告掲載要綱」及び「仙台市広告掲載基準」を遵守し、事前に審査を受けること。 |

(3) その他

- ・案内サイン部分、広告掲載部分を合わせた全体のサイズは、おおむね高さ 1,100mm×幅 17,100mm 以内とする。
- ・夜間の歩行者の安全な通行に寄与するような提案（照明灯の設置等）を盛り込むこと。
- ・電源工事は協議調整の上、提案者負担で行うこと。
- ・その他の定めない仕様については提案者の企画に基づき、協議調整の上で決定する。